

平成 2 7 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

【 追 加 】

提 出

平成 2 7 年 9 月 2 8 日

も く じ

報告第12号	平成26年度決算における健全化判断比率等について -----	1
議案第59号	平成27年度大東市一般会計補正予算（第5次）について -----	3
議案第60号	大東市マナー条例の一部を改正する条例について -----	12
議案第61号	大東市こころふれあう手話言語条例について -----	14

平成26年度決算における健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条および第22条の規定により、平成26年度決算における健全化判断比率等について次のとおり報告する。

平成27年9月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.20)	— (17.20)	3.1 (25.0)	— (350.0)

※実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担比率については算出されないため、「—」と表している。

※（ ）内は、本市における早期健全化基準である。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業特別会計における資金不足比率について

資金不足比率(%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

議案第59号

平成27年度大東市一般会計補正予算（第5次）について

平成27年度大東市の一般会計の補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 201,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,251,673千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 寄付金		千円 21,338	千円 201,144	千円 222,482
	1 寄付金	21,338	201,144	222,482
歳入合計		41,050,529	201,144	41,251,673

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,927,047	千円 201,144	千円 4,128,191
	1 総務管理費	2,982,285	201,144	3,183,429
歳出合計		41,050,529	201,144	41,251,673

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
12 寄付金	千円 21,338	千円 201,144	千円 222,482
歳入合計	41,050,529	201,144	41,251,673

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,927,047	201,144	4,128,191
歳 出 合 計	41,050,529	201,144	41,251,673

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	201,144
0	0	0	201,144

2 歳 入

(款) 12 寄付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 12 寄付金	21,338	201,144	222,482
1 寄付金	21,338	201,144	222,482
7 総務費寄付金	20,090	201,144	221,234

(単位：千円)

(項) 1 寄付金

節		説 明	
区 分	金 額		
1 指定寄付金	201,144	3 大東の魅力づくり事業	201,144

(項) 1 寄付金

3 歳 出

(款) 2 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 2 総務費	3,927,047	201,144	4,128,191
1 総務管理費	2,982,285	201,144	3,183,429
2 企画費	37,519	131,873	169,392
8 財政調整基金費	15,438	69,271	84,709

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

節		補正額の財源内訳			一般財源
区分	金額	特定財源			
		国府支出金	地方債	その他	
					201,144
					201,144
					131,873
11 需用費	101,407	<概要> 048 ふるさと納税事務費 消耗品費 事務業務委託料			131,873
13 委託料	30,466				101,407
					30,466
					69,271
25 積立金	69,271	010 財政調整基金積立金 財政調整基金積立金			69,271 69,271

(項) 1 総務管理費

議案第60号

大東市マナー条例の一部を改正する条例について

大東市マナー条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

マナーに反する迷惑行為の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市マナー条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市マナー条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

（検討）

2 市は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第3項を次のように改める。

3	自転車等の放置および他人に迷惑を及ぼす自転車の運転をすること。	次に掲げる行為 (1) 指定された場所（駐輪場等をいう。）以外の場所において自転車および原動機付自転車を放置すること。 (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に定める自転車の運転に関する規定に違反する自転車の運転をすること。
---	---------------------------------	--

別表中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項を削り、第15項を第13項とし、第16項および第17項を削る。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第61号

大東市こころふれあう手話言語条例について

大東市こころふれあう手話言語条例を次のとおり制定する。

平成27年9月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

すべての市民が安心して暮らし、つながりを深めることのできる地域社会を実現することを目的として、手話への理解の促進および手話の普及を図ることについて、必要な事項を定めるため。

大東市こころふれあう手話言語条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

人が互いを理解し合い、手をたずさえて暮らしを築いていく上で、言語は欠かせないものです。そして、手話は手指や体、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、手話でコミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造してきました。ろう者にとって手話は生きる力です。そして、ろう者は、手話で日常的にコミュニケーションを図ること、手話通訳などの情報保障によってこころふれあう優しい社会となることを長年願ってきました。

しかしながら、手話が言語として位置づけられなかったため、ろう者はコミュニケーションや交流を図ることが難しく、また、十分な情報を得られないため、地域や職場などにおいて孤立しがちな生活を営んできました。また、健聴者も、ろう者のことを理解する機会が少なく、お互いを十分に分かり合う環境にありませんでした。

こうした中で、国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において「手話は言語である」と位置づけられました。今後、私たちは、ろう者と手話に対する理解を深め、手話を学び使用することで、誰もが地域社会に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

よってここに、大東市自治基本条例（平成17年条例第26号）の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりがろう者を理解し、手話にふれあい、共に生きる大東市を目指し、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解および普及ならびに手話を使用しやすい環境づくりに関する基本理念を定め、市、市民および事業者の責務および役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、すべての市民が安心して暮らし、つながりを深めることのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段として

用いる聴覚障害者をいう。

(手話の意義)

第3条 手話は、ろう者が意思疎通を図るための視覚的言語として独自の言語体系を有する文化的財産であって、ろう者が知識を得て心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものである。

(基本理念)

第4条 手話への理解の促進および手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者およびろう者以外の者が、互いに人格および個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、手話への理解を促進し、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、ろう者の自立した日常生活および地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めなければならない。

2 市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、第4条に定める基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、つながりのある地域社会の構築および障害者が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、第4条に定める基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、つながりのある地域社会の構築および障害者が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

3 事業者は、ろう者とコミュニケーションを図り、サービスを提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、ろう者に配慮した職場環境を構築するよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第8条 市は、学校において児童、生徒および教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話への理解の促進および手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 手話への理解の促進および手話の普及に関する事項

(2) 手話による情報取得に関する事項

(3) 手話による意思疎通の支援に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(大東市手話施策推進会議)

第10条 施策の推進方針の策定または変更をする場合において、ろう者等から意見を聴取するため、ろう者、意思疎通支援者、公募市民等が参画する大東市手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議の組織および運営については、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第11条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

印刷物番号

27-49